三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百六十六号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、奥会津昭和からむし織を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称
奥会津昭和からむし織
二　伝統的な技術又は技法
1　次の技術又は技法により製織された織物とすること。
(一)　原材料のからむしは、「からむし引き」を行うこと。
(二)　使用する糸は、「手績み」によること。
(三)　製織には、地機を用いること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
福島県大沼郡昭和村に生育するからむしとすること。
四　製造される地域
福島県　大沼郡昭和村
五　指定年月日
平成二十九年十一月三十日

○経済産業省告示第二百六十七号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、千葉工匠具を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称
千葉工匠具
二　伝統的な技術又は技法
1　成形は、次のいずれかによること。
(一)　鋏にあっては、鎚又は鑢を用いた「刃合わせ」を行うこと。
(二)　鋏以外の製品にあっては、鎚又は鏨を用いた「叩き造形」又は「型切り造形」を行うこと。
2　焼き入れを行う場合は、水又は油で急冷すること。
3　焼き戻しを行う場合は、水又は油で冷却すること。
4　「歪取り」、「研ぎ」及び「仕上げ」は、手作業によること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
使用する素材は、鉄、炭素鋼若しくは鉄及び炭素鋼又はこれらと同等の性質を有する金属であること。
四　製造される地域
千葉県　船橋市
館山市
松戸市
野田市
成田市
柏市
市原市
流山市
鴨川市
鎌ケ谷市
君津市
南房総市
香取市
いすみ市
印旛郡酒々井町
五　指定年月日
平成二十九年十一月三十日

○経済産業省告示第二百六十八号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、東京無地染を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称
東京無地染
二　伝統的な技術又は技法
1　染色は、「伸子染」、「一部送り染」又は「棒くり染」によること。
2　色合わせは二度染によることとし、一度目で染めの具合を調整し、二度目で指定色に確定すること。
ただし、黒染や厚手の生地の場合にあっては、一度目の染色において使用済み染料を用いること。
3　色止めは、水洗い又は酸通しによること。
4　「紋付」の場合は、紋章彫刻した型紙を用いて、糊を置き、染色を行ったのちに、上絵を施すこと。
三　伝統的に使用されてきた原材料
生地は、絹織物とすること。
四　製造される地域
東京都　千代田区
新宿区
墨田区
江東区
中野区
杉並区
豊島区
北区
板橋区
練馬区
足立区
神奈川県　川崎市
五　指定年月日
平成二十九年十一月三十日

○経済産業省告示第二百六十九号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、越中福岡の菅笠を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称
越中福岡の菅笠
二　伝統的な技術又は技法
1　「笠骨」は、次の技術又は技法によること。
(一)　「外輪骨」は、「爪」を施して輪にし、「爪」を重ねて留めること。
(二)　「中骨」は、頭頂部の重なり部分を薄く削り、「外輪骨」に差し込むこと。
(三)　曲げ加工をする場合は、「中骨」を加熱して曲げること。
2　「笠縫い」は、次の技術又は技法によること。
(一)　笠裏には、「シカケ」をすること。
(二)　「ノズケ」で取り付けた菅草をしごいた後、糸で縫い上げること。
(三)　頭頂部は、「頭止め」をすること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
1　使用する竹材は、外輪骨には、カラタケ、マダケ若しくはモウソウチク又はこれらと同等の材質を有するものとすること。中骨には、メダケ又はこれと同等の性質を有するものとすること。
2　菅草は、カサスゲ又はこれと同等の性質を有するものとすること。
四　製造される地域
富山県　高岡市
砺波市
小矢部市
南砺市
五　指定年月日
平成二十九年十一月三十日